



みずほ

「水穂の国」といわれる日本ほど、おいしい水に恵まれた国は少ないだろう。黄金色の稲穂の穰る風情は、水を満々とたたえた棚田の風景から始まり、農家の叡知と努力が今日の日本の姿を創り出した。その水は人々の営みに、密接に関わり合い実に面白い。豊穰のお礼詣りにすぎ水が用意され、口をすぎ、手を清めて神の前に参拝する心は、心身を清め、心から感謝する優しい稲穂の国の風習だ。こんな私たちの国を、子どもたちに渡さなければならない。自然やすべての人たちに心から感謝！(長谷寺にて)

フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 資格喪失届は速やかに届けましょう
- 退職後の年金の加入について
- 協会けんぽからのお知らせ
 - ・平成24年3月分から協会けんぽの保険料率が変わります・協会けんぽ大阪支部事務所移転のお知らせ
- インターネットサービス「ねんきんネット」で将来の年金額を試算できるようになりました！

職場内で回覧しましょう

資格喪失届は 速やかに届けましょう

健康保険・厚生年金保険の被保険者は、退職したとき、死亡したときはその資格を喪失します。

事業主は、資格喪失から5日以内に被保険者資格喪失届（以下、「資格喪失届」）を管轄の年金事務所または事務センターに届出を行ってください。

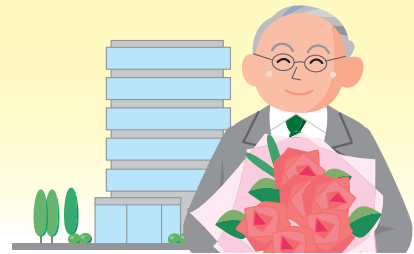
なお、その届けには健康保険被保険者証の添付が必要となります。



資格喪失日

被保険者の資格は、次に該当する日の翌日に喪失します。

- ①適用事業所の業務に使用されなくなった日（退職した日など）
- ②死亡した日
- ③臨時雇用に切り替わるなど適用除外になった日
- ④事業所が廃止になった日



資格喪失届の添付書類

- ①健康保険被保険者証（被保険者分を含めた家族全員のもの）
- ②健康保険高齢受給者証

70歳から74歳の被保険者・被扶養者には「健康保険高齢受給者証」が交付されていますので忘れずに添付してください。

●「資格喪失年月日」から60日以上経過して提出する場合

- ・被保険者の場合……………退職の日の属する月の賃金台帳(写)および出勤簿(写)
- ・被保険者が役員の場合…資格喪失の事実発生日がわかる取締役会議事録(写)
または役員変更登記の記載がある登記簿謄本(写)

後期高齢者医療制度の被保険者になったとき

健康保険の被保険者・被扶養者は75歳の誕生日に後期高齢者医療制度の被保険者となり、同日、健康保険の資格を喪失します。

このとき、事務センターから事業主あてに情報が印刷された資格喪失届（被扶養者異動届）が送付されますので、内容を確認して必要事項を記入・押印のうえ、被保険者証を添付して提出してください。

70歳に達した日（誕生日の前日）

被保険者資格が継続している場合でも厚生年金保険は、70歳に達した日（誕生日の前日）に資格喪失となります。

この場合にも、「資格喪失届」を届けていただきますが、健康保険には引き続き加入いたしますので被保険者証の添付は必要ありません。



問い合わせ先

年金事務所

退職後の年金の加入について

会社などを退職すると、退職日の翌日（資格喪失日）に厚生年金保険の資格を喪失します。再就職して引き続き厚生年金保険に加入する場合を除き、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入するための手続きが必要です。

1 国民年金第1号被保険者になる

- a 要件**…日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方で、農業・自営業者・学生など、他の公的年金制度に加入していない方は、国民年金第1号被保険者になります（国民年金第3号被保険者に該当する方を除きます）。
- b 保険料**…国民年金保険料は、月額15,020円（平成23年度）です。
保険料の納付には、一定期間前払いすると割引がある前納制度や、口座振替で当月保険料を当月末の振替にすると割引になる早割制度があります。また、経済的な理由で保険料の納付が困難な場合は、保険料免除制度があります。
- c 手続き**…資格喪失日から14日以内に、お住まいの市（区）役所・町村役場または年金事務所に「国民年金被保険者関係届書」をご提出ください。

問い合わせ先

お住まいの市（区）役所・町村役場または年金事務所

免除制度

申請免除

申請免除には全額免除制度、「4分の1免除、半額免除、4分の3免除」の3段階の一部免除制度があります。

保険料の納付が困難で次のような場合は、申請し承認されれば保険料が免除されます。

- ①前年の所得が一定の基準以下のとき
- ②被保険者または家族が生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けているとき
- ③地方税法の障害者または寡婦に該当し、前年の所得が125万円以下のとき
- ④天災、失業などで保険料を納めることが困難な事情にあるとき

なお、一部免除制度を受けても、保険料を納付されない場合は未納期間となりますので、ご注意ください。

法定免除

次のような場合は、届出により保険料が免除になります。

- ①障害基礎年金や障害厚生（共済）年金（原則として障害等級1級または2級）を受けているとき
- ②生活保護法の生活扶助を受けているとき 等

※この他にも、30歳未満の方が対象の「若年者納付猶予制度」、学生が対象の「学生納付特例制度」があります。

※手続き先は、市（区）役所・町村役場の国民年金の窓口です。

2 国民年金第3号被保険者になる

- a 要件**…厚生年金保険や共済組合の被保険者（ただし、65歳以上で老齢または退職を事由とする年金の受給権のある方を除きます）に扶養されている配偶者の方は、国民年金第3号被保険者になります。
- b 保険料**…配偶者が加入している厚生年金保険や共済組合から拠出されますので、個別の保険料負担はありません。
- c 手続き**…資格喪失日から14日以内に、配偶者（扶養する方）が勤める事業所に「国民年金第3号被保険者関係届書」をご提出ください。事業主を経由して、年金事務所に届出されます。

問い合わせ先

年金事務所

協会けんぽからのお知らせ

平成24年3月分から 協会けんぽの保険料率が変わります

協会けんぽは厳しい医療保険の財政状況のなか、昨年、健康保険料の引き上げをお願いいたしましたが、状況は依然として厳しく、**本年3月分の保険料（4月納付分）**から、大阪支部の健康保険料率を**10.06%**への引き上げをお願いせざるを得なくなりました。

厳しい経済状況のなかではありますが、加入者の皆さまの医療・健康・生活を支えるため加入者・事業主の方々には、このようなご負担につきまして、なにとぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

健康保険料率

〔大阪支部〕

現 行

9.56%

平成24年3月分から

10.06%

介護保険料率

〔全国一律〕

現 行

1.51%

平成24年3月分から

1.55%

※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、健康保険料率に介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分から適用となります。

◆特定保険料率、基本保険料率について

医療に係る保険料率（10.06%）のうち、6.05%は加入者の皆さまのための給付等に充てられる基本保険料率となり、4.01%は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

【保険料増加額（目安）／月間】

標準報酬月額	医療分	介護分	合 計
200,000円	1,000円	80円	1,080円
300,000円	1,500円	120円	1,620円
410,000円	2,050円	164円	2,214円

* 保険料は労使折半ですので、事業主・加入者の増加額は表の半額となります。



将来の安心のために制度の見直しを国に求めています

- 協会けんぽへの国庫補助の法的上限（20%）までの増額（現在16.4%）
- 拠出金負担の重い高齢者医療制度の見直し（支出の約4割が高齢者医療への拠出金等）

お問い合わせ先

全国健康保険協会（協会けんぽ）大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,98.html>

電話 06-6201-7070（自動音声案内） おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

〒541-8549 大阪府中央区平野町2-3-7 アーバンエース北浜ビル

協会けんぽからのお知らせ

協会けんぽ大阪支部事務所移転のお知らせ

協会けんぽ大阪支部は、**平成24年3月21日(水)**より下記へ移転いたします。

加入者や事業主の皆さまにはご迷惑をおかけしますが、なにとぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

移転日 平成24年3月21日（水曜日）

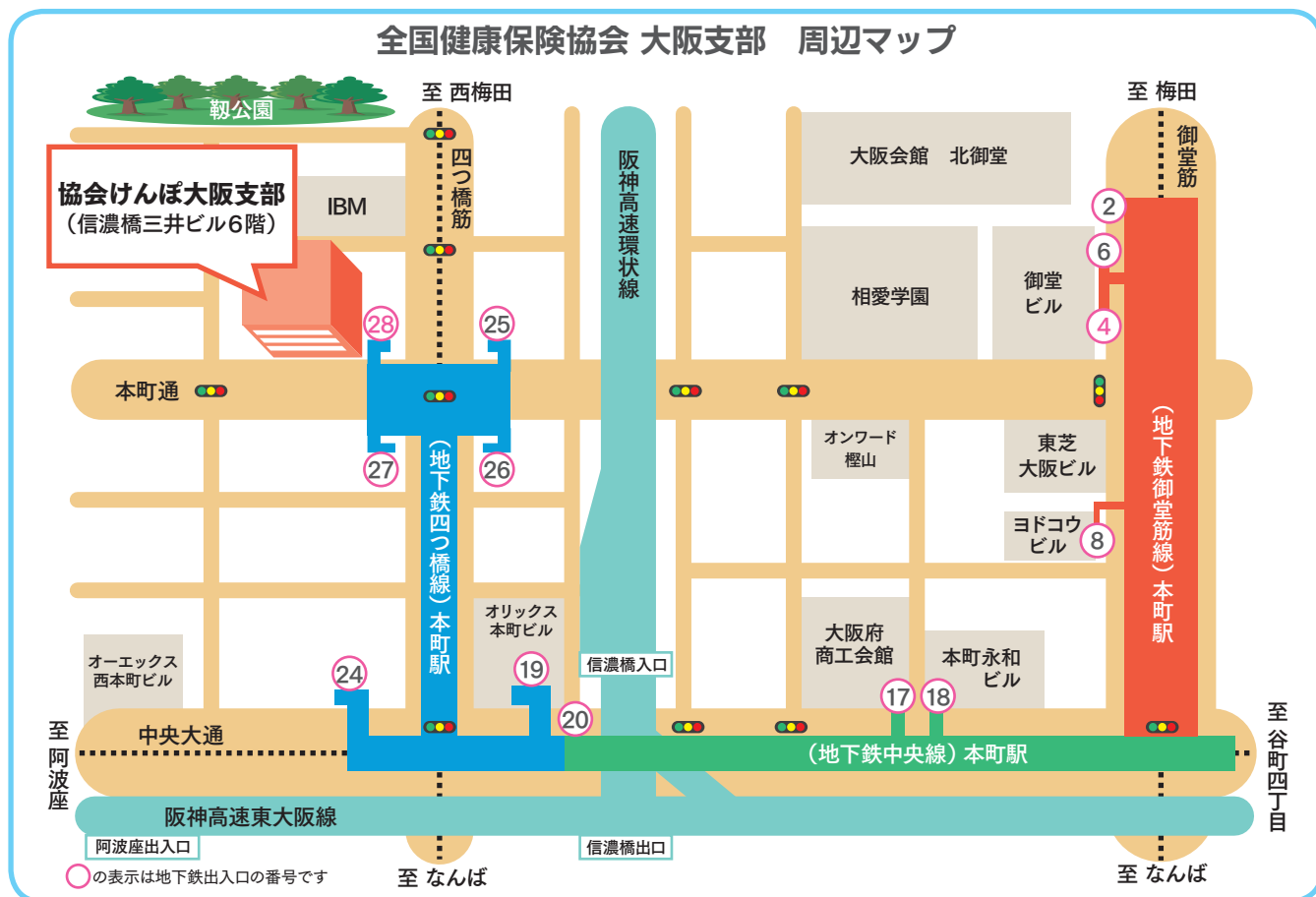
※旧住所での営業は3月19日（月曜日）までです。

※電話番号も変更になりますのでご注意ください。

移転先

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階
電話：06-7711-4300(代表)

全国健康保険協会 大阪支部 周辺マップ



アクセス

地下鉄四つ橋線本町駅 28号出口よりすぐ
地下鉄中央線本町駅 四つ橋線駅構内をとり、28号出口よりすぐ
地下鉄御堂筋線本町駅 4号出口より徒歩約5分

※お越しの際は公共の交通機関をご利用ください。(専用駐車場はございません)

※最寄駅から近く、大変便利です！

お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,98.html>

電話 06-6201-7070(自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒541-8549 大阪市中央区平野町2-3-7 アーバンエース北浜ビル

あなたの年金をカンタン確認

 **ねんきんネット**



インターネットサービス「ねんきんネット」で 将来の年金額を試算 できるようになりました!

NEW

**ライフプランに合わせて
年金額の試算ができます!**

「将来、年金を受け取りながら働き続けた場合の年金額はいくらになるの?」

「このまま働き続けた場合、何歳から、どの程度の年金を受け取れるの?」

など、グラフでわかりやすく表示します。

※すでに老齢年金をお受け取りの方はご利用いただけませんので、あらかじめご了承ください。

いつでも、
最新の年金記録が
確認できます!

記録の「もれ」や
「誤り」の発見が
容易になります!

「ねんきん定期便」や
「振込通知書」の
内容がご自宅で
確認できます!

(平成24年4月よりサービス開始予定)



具体的な年金見込額試算の例

これまで

ねんきんネット

中高年の方



58歳男性の例

ねんきん定期便での見込額(※)
61歳～64歳 795,000円
65歳～ 1,812,500円

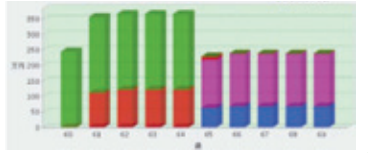
※60歳以降、厚生年金に加入されていないことが前提

今後の給料の入力

現在の仕事を継続
65歳まで
給与 240,000円

見込額 (在職老齢年金)

61歳～64歳 744,000円
65歳～ 1,910,700円



若年の方



33歳女性の例
(厚生年金に13年加入)

ねんきん定期便での見込額(※)
380,600円

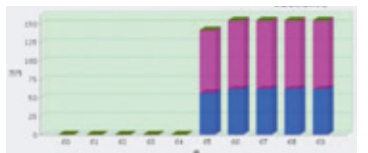
※これまでの加入実績のみでの見込額

今後の給料の入力

現在の仕事を継続
60歳まで
給与 200,000円

60歳まで加入後の見込額

1,356,000円



日本年金機構

Japan Pension Service

まずは、「ねんきんネット」のご利用登録を!



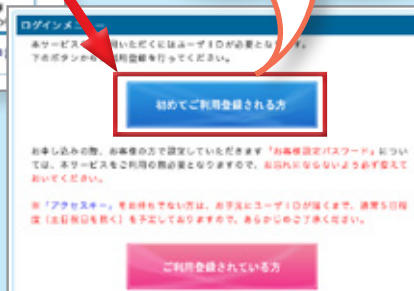
1. 日本年金機構のホームページにアクセス

日本年金機構のホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) にアクセスしていただき、画面右側の「インターネットサービス」にある「ねんきんネット」ボタンをクリックします。

※画面イメージは変更される場合があります。



ご利用開始のための「ログインメニュー」が表示されますので、「初めてご利用登録される方」ボタンをクリックします。



2. 「ねんきんネット」サービス ご利用登録



「ねんきんネット（申請用トップページ）」が表示されますので、**アクセスキー**の有無に応じて「ご利用登録」ボタンをクリックしてください。

●登録には基礎年金番号が必要となります。

※基礎年金番号は、年金手帳や、平成22年度以前にお送りした「ねんきん定期便」などで、事前にご確認ください。

●アクセスキーとは…

お客様の誕生月に送られる「ねんきん定期便」に、平成23年4月より同封されている17ケタの番号です。

①アクセスキーをお持ちの方

アクセスキーで登録すると、ユーザIDが即座に発行され、「ねんきんネット」サービスが利用できるようになります。

なお、アクセスキーの有効期限は発行から3カ月です。

②アクセスキーをお持ちでない方

アクセスキーをお持ちでない場合も、利用登録が可能です。

なお、ユーザIDがお手元に郵送されるまで、5日程度（土日、祝日を除く）かかります。

●携帯電話からも、右記バーコードにてユーザIDの申込みができます。



詳しくは、「ねんきんネット」で検索



http://www.nenkin.go.jp/n_net/

電話でのお問い合わせは、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ



0570-058-555

050(一部)の電話、

070の電話からおかけになる場合は

03-6700-1144